

# 海部東部消防組合新庁舎整備事業

## 業務対価の支払い方法及び改定方法

2026年（令和8年）3月

海部東部消防組合



## 目 次

1	業務対価の構成 .....	1
2	支払方法 .....	2
3	各段階での請負代金額の決定方法.....	4
4	実施設計完了後の変更契約時以降の請負代金内訳書の作成方法.....	5
5	設計変更以外の請負代金額の改定方法考え方.....	5
6	提案内容の履行の確保.....	7

## 1 業務対価の構成

海部東部消防組合新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）の実施に対し、本組合（以下「発注者」という。）が、事業者を支払う業務対価は、設計・建設業務（建設・工事監理業務）に係る費用（以下「業務対価A」という。）及び消費税及び地方消費税から構成される。

業務対価を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

費用項目	費用の内容
業務対価A	○設計・建設業務 ○その他上記に関連して必要と認められる費用
消費税及び地方消費税	○上記の費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税

## 2 支払方法

支払条件については、次のとおりとする。

### ア 支払い限度額及び出来高予定額

年度	支払い限度額	出来高予定額
令和 8 年度	89,496,000 円	99,441,000 円
令和 9 年度	208,827,000 円	331,471,000 円
令和 10 年度	1,234,000,000 円	1,702,583,000 円
令和 11 年度	1,234,000,000 円	3,073,695,000 円

なお、支払い限度額及び出来高予定額については入札後変更することがあります。

### イ 前金払及び中間前金払

約款第 36 条、第 40 条の規定に基づき前金払及び中間前金払を行うが、その条件については、次のとおりとする。

#### (ア) 前金払

- (a) 設計業務の前金払の率は、10 分の 3 とする。
- (b) 建設業務の前金払の率は、10 分の 4 とする。
- (c) 令和 8 年度の前払金の支払い限度額は、アに定める令和 8 年度出来高予定額に、イ (ア) (a) に定める率を乗じて得た額とする。
- (d) 令和 9 年度の前払金の支払い限度額は、アに定める令和 9 年度出来高予定額に、イ (ア) (a) に定める率を乗じて得た額から、支払済の前払金の合計額を控除した額とする。
- (e) 令和 10～11 年度の前払金の支払い限度額は、アに定める令和 10～11 年度出来高予定額に、イ (ア) (b) に定める率を乗じて得た額から、支払済の前払金の合計額を控除した額とする。
- (f) 令和 12 年度の前払金の支払い限度額は、請負代金額に、イ (ア) (b) に定める率を乗じて得た額から、支払済の前払金の合計額を控除した額とする。
- (g) 前会計年度末における出来高がアに定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を請求することはできない。
- (h) 算出された前払金の金額に 1 万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とする。支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から 14 日以内とする。

#### (イ) 中間前金払

年度	支払い限度額	回数
令和 10 年度以降	各年度の工事出来高予定相当額の 2 割以内	年度毎に 1 回

- ・算出された金額に 1 万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とする。ただし、部分払の請求を行った場合は、中間前払金の支払請求はできない。
- ・支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から 14 日以内とする。
- ・各年度の中間前金払の支払い請求は、各年度の工事実施期間の 2 分の 1 を経過し、かつ工程表

により、その時期までに実施すべき作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額の2分の1以上に相当するものでなければすることはできない。

## ウ 部分払

約款第38条及び第41条の規定に基づき部分払を行うが、その条件については、次のとおりとする。

(ア) 令和8～9年度においては、設計業務に係る費用を請求することができる。

(イ) 令和10年度以降において請負者は、約款第38条(部分払)に基づき工事の完成前に、アに示す支払い限度額の範囲において出来形部分に相応する請負代金相当額10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。

(ウ) 各会計年度において中間前払金を請求した場合は、当該会計年度において部分払を請求することはできない。ただし、各会計年度末は次の額の範囲内で部分払の請求をすることができる。

(部分払金の額 ≤ 請負代金額 × 出来形割合 × 9/10 - 前払金額及び中間前払金額 × 出来形割合 - 支払済部分払金の額)

算出された金額に1万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とする。

(オ) 支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から14日以内とする。

## エ 部分引渡し

(ア) 設計業務成果品又は工事目的物について、発注者が要求水準書において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、約款第39条(部分引渡し)に基づき当該指定部分を引渡し、部分引渡しに係る請負代金を請求することができる。

(イ) 支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から40日以内とする。

## オ 完了払金

年度	金額
令和12年度	契約金額から令和12年度までに支払った前払金、中間前払金及び部分払金に係る金額を差し引いた額とする。

・請求時期は、本事業完了後とする。

・支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から40日以内とする。

## カ 保証事業会社

発注者が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

### 3 各段階での請負代金額の決定方法

本事業は、契約段階で要求水準書および技術提案書に対して請負代金額の総額（以下「総価」という。）を取決める。本事業の進捗と請負代金額の考えは、次のとおりとする。

#### ア 落札者決定後

受注者は、落札者決定後速やかに入札時に提出した事業費内訳書と同様式の請負代金内訳書を提出する。

#### イ 設計段階の変更指示の対応

設計段階で、設計変更が発生した場合は、その内容が発注者の指示で要求水準書の内容等の変更に該当する場合のみ、請負代金額の変更の対象とする。その場合の変更金額は、「アの請負代金内訳書」による変更部分のみの数量の増減と単価により算出された金額を増減金額とする。「アの請負代金内訳書」にない単価については、同等の単価レベルとし、発注者と受注者の協議によって決定する。

#### ウ 設計段階の変更契約

実施設計を完了した段階で、イの設計変更の対象とされた内容の増減金額を変更後の請負代金額とし、実施設計図書の内容と入札説明書等で変更契約を締結する。併せて、変更契約締結後 14 日以内に当該変更金額に対する請負代金内訳書を提示する。この請負代金内訳書は、実施設計図書の正確な数量内訳を利用し、総価が変更契約後の請負代金額になるように単価を設定し作成するものとする。また、提出後、発注者と受注者の協議のうえ、速やかに、変更契約にともなう単価合意書を取り交わす。

#### エ 施工段階の変更指示の対応

施工段階で、設計変更が発生した場合は、その内容が発注者の指示で要求水準書の内容等の変更に該当する変更の場合のみ、請負代金額の変更の対象とする。その場合の変更金額は、「ウの請負代金内訳書」による変更部分の数量の増減を増減金額とする。「ウの請負代金内訳書」にない単価については、同等の単価レベルとし、発注者と受注者の協議によって決定する。

#### オ 施工段階の変更契約

施工段階で、エの設計変更の対象とされた内容の増減金額を請負代金額とし、設計変更内容と入札説明書等で変更契約を締結する。併せて、変更契約締結後 14 日以内に当該変更金額に対する請負代金内訳書を提出する。この請負代金内訳書は、変更設計図書の正確な数量内訳を利用し、総額が変更契約後の請負代金額になるように単価を設定し作成するものとする。

#### カ その他

請負代金内訳書と実際の施工との数量等の相違、発注者指示による要求水準書の内容変更に関連しない設計変更については、請負代金額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対

応を実施するものとする。請負代金額の変更を伴う変更契約を締結する場合など、発注者議会の議決等が必要な場合は、議会の議決等の後、本変更契約となるため、本変更契約前に、変更箇所に着手することができない。

#### 4 実施設計完了後の変更契約時以降の請負代金内訳書の作成方法

当該請負代金内訳書は、以下の内容にて作成し、提出することとする。

- (ア) 数量根拠は公共建築工事積算基準による。
- (イ) 内訳書は、EXCEL により作成とする。
- (ウ) 内訳書は印刷物と電子データとし、次を提示するものとする。
  - a. 請負代金内訳書（金入）
  - b. 請負代金内訳書（金抜）
  - c. 参考見積を徴収した場合は参考見積書（PDF データと印刷物の両方）

#### 5 設計変更以外の請負代金額の改定方法の考え方

##### ア 改定に対する基本的な考え方

- (ア) 請負代金額の改定
  - (a) 物価変動を勘案した費用改定については、原則として改定しない。設計・施工期間中の物価リスクについては、発注者と受注者の双方が負担するものとする。具体的には、イに示す場合に、物価変動を踏まえ一定の改定を行う。
  - (b) 受注者の責めによらない事由による数量変動リスクは、発注者が負担するものとし、数量変動を踏まえ一定の改定を行う。具体的には、イに示す場合に、数量変動を踏まえ一定の改定を行う。
- (イ) 金利変動を勘案した費用改定  
原則として改定しない。

##### イ 具体的な改定方法

- (ア) 物価変動に伴う費用改定
  - (a) 発注者及び受注者は、事業契約締結の日から 12 月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができ、発注者又は受注者は、相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。
  - (b) 変動前の請負代金額（契約書に定められた請負代金額から、(c) i の基準日における出来形（業務の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいい、以下「変動前残工事代金額」という。）と変動後の工事費相当額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動後残工事費に相応する額をいい、以下「変動後残工事代金額」という。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額（以下、「スライド額」という。）について、請負代金額の変更に応じなければならない。
  - (c) 請負代金額の改定手続きは、次に示すとおりとする。

- i. (a)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
- ii. 発注者は、基準日から7日以内に出来形を確認し、変動前残工事代金額を定め、受注者に通知する。受注者は、発注者が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
- iii. スライド額については、事業契約締結の日と基準日との間の物価指数に基づき、スライド額及び請負代金額の改定額について、発注者と受注者で協議して定める。ただし、(a)で定めた協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、スライド額及び請負代金額の改定額を定め、受注者に通知する。
- iv. 上記iiiの協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が上記(a)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(d) 改定の指標は、次に示すとおりとする。

費用	基準となる指標
「建設業務」に要する費用	「建設物価」(建設物価調査会) ・ 建築費指数(指数表) 都市別指数(名古屋) 構造別平均RC(※)

※ 受注者の構造提案により基準指標の変更をする。

- (e) 上記(a)の規定による請求は、本項の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記(a)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の(a)の定めに基づく請負代金額変更の基準日」と読み替えるものとする。
- (f) 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- (g) 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- (h) 次項「(イ) 数量変動に伴う費用改定」に定める設計業務完了後の変更契約を行う場合は、本「(ア) 物価変動に伴う費用改定」を準用する。
- (i) 上記(e)又は(f)の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上記(b)及び(c)に準ずるものとするが、必要に応じ、発注者と受注者が協議し決定するものとする。変動前残工事代金額の算定方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(イ) 数量変動に伴う費用改定

- (a) 受注者の責めによらない事由により、要求水準書の内容変更に伴う設計の変更を行った場合で、当該変更に伴い最新の請負代金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、受注者と発注者の協議により請負代金額の変更を行う。

(b) 計算方法については、当該変更部分の変更による数量の変動を踏まえ、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(c) 請負代金内訳書の内容と実際の施工との数量等の相違、要求水準書の内容変更に関しなない設計変更については、工事費相当額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対応を実施するものとする。

## 6 提案内容の履行の確保

落札者が技術提案時に提示した提案内容（採用されなかったものを除く。）については、契約書の一部とし、落札者の責に帰すべき事由により、性能、機能、技術など評価された項目（以下「評価項目」という。）が達成されなかった場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

### ア 再度の業務

評価を受けた提案の評価項目に関して、再度の業務を行わせることが合理的であると発注者が認めた場合、落札者は、再度の業務を行い、落札者が提案時に提示した評価項目を満たす状態にしなければならない。

### イ 契約金額の減額又は損害賠償請求

当該評価項目に関して落札者に再度の業務を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合、発注者は、検査等によって確認された当該評価項目の状況に基づき評価点（確認された当該評価項目の状況が最低限の要求水準を満たさない場合あっては、最低限の要求水準との差について評価点について評価点の算出方法に準じて計算した点数を減じたものを評価点とみなす。）の再計算を行った場合に、落札者の選定時における評価値を確保するのに見合う金額と落札者の当初契約金額との差額を、本事業の完成引渡し前においては契約金額から減額し、本事業の完成引渡し後においては損害賠償請求等を行うこととして、その場合の算出方法は次の通りとする。

$$\text{減額又は損害賠償額} = \{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初契約金額（円）

$\alpha$ ：当初の評価点

$\beta$ ：検査等によって確認された提案の状況に基づき再計算した評価